

内部監査の実施状況について

(令和6年3月29日現在)

東京労働局

| 監査対象 官署名 | 監査実施日 | 主な監査項目 | 監査結果の概要 | 講ずる措置 |
|--|--|---|---|---|
| 総務部 外5部 中央労働基準監督署 外17署 飯田橋公共職業安定所 外16所 計41所属 | 令和5年6月19日 から7月19日にか けて実施 (前期内部監査) | <ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・旅費及びICカードに関する事項 ・物品管理に関する事項 ・超過勤務に関する事項 ・その他 | <p>「旅費及びICカード」関係では、総距離100km以上の旅行について、業務命令外出として公用ICカードの貸出を行い、日当の支給漏れによる追給案件が確認された。</p> <p>「物品管理」関係では、物品管理簿、供用整理簿への登記漏れや、物品標示票の貼付漏れ等、物品管理の基本を疎かにした事案が確認された。</p> <p>「超過勤務手当」関係では、命令権者誤りによる超過勤務命令が確認された。</p> | <p>「旅費及びICカード」関係については、発生原因の考察と再発防止策を報告させ、追給処理を行った。</p> <p>「物品管理」関係については、担当者だけでなく管理者においても関係法令や関係通達等を再確認するよう指示し、チェック体制を構築する等の是正状況を報告させた。</p> <p>「超過勤務手当」関係については、自主点検チェックリストにおける点検項目であり基本的な事項であることを指導し、チェック体制を構築する等の是正状況を報告させた。</p> <p>全所属に対しては重要物品の管理及び超過勤務に係る自主点検チェックリストの形骸化を伝え、適切な履行により防げた案件を紹介しながら、チェックリストの有効性を示し、チェック体制の機能を再確認するよう指示した。</p> |
| 総務部 外5部 中央労働基準監督署 外17署 飯田橋公共職業安定所 外16所 計41所属 | 令和5年10月27 日から11月29日に かけて実施 (後期内部監査) | <ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・旅費及びICカードに関する事項 ・物品管理に関する事項 ・超過勤務に関する事項 ・その他 | <p>「旅費及びICカード」関係では、出張伺・業務命令外出伺の不備にかかる事案で、ICカード使用時及び官用車使用時における業務命令外出伺の提出漏れが確認された。</p> <p>「物品管理」関係では、物品標示票の未貼付や物品管理換協議書等の書類不備が確認された。</p> <p>「超過勤務手当」関係では、命令権者誤りによる超過勤務命令が確認された。</p> <p>「その他」では、特殊勤務手当の支給漏れが確認された。同一用務で業務命令外出を行っているにも関わらず、一部の者への支給がされていなかった。</p> | <p>「旅費及びICカード」関係については、該当の所属全職員への注意喚起とチェック体制の確立に係る改善策を報告させた。</p> <p>「物品管理」関係については、関係法令や関係通達等を再確認させ、適正に物品管理を行うよう指示し、是正状況を報告させた。</p> <p>「超過勤務手当」関係については、自主点検チェックリストにおける点検項目であり基本的な事項であることを指導し、チェック体制を構築する等の是正状況を報告させた。</p> <p>「特殊勤務手当」関係については、発生原因の考察と再発防止策を報告させ、追給処理を行った。</p> <p>全所属に対して監査結果をとりまとめた総括を通知し各所属の指導内容を具体的に示すことで問題を共有化し、今後同様の誤りをなくすように注意喚起を行った。そのうえで、適正な事務処理とそのチェック体制機能を再確認するよう指示した。</p> |
| 局会計課 | 令和6年1月18日 | ・内部監査調書による各項目 | 適正であった。 | 引き続き、適正な事務処理を徹底する。 |